



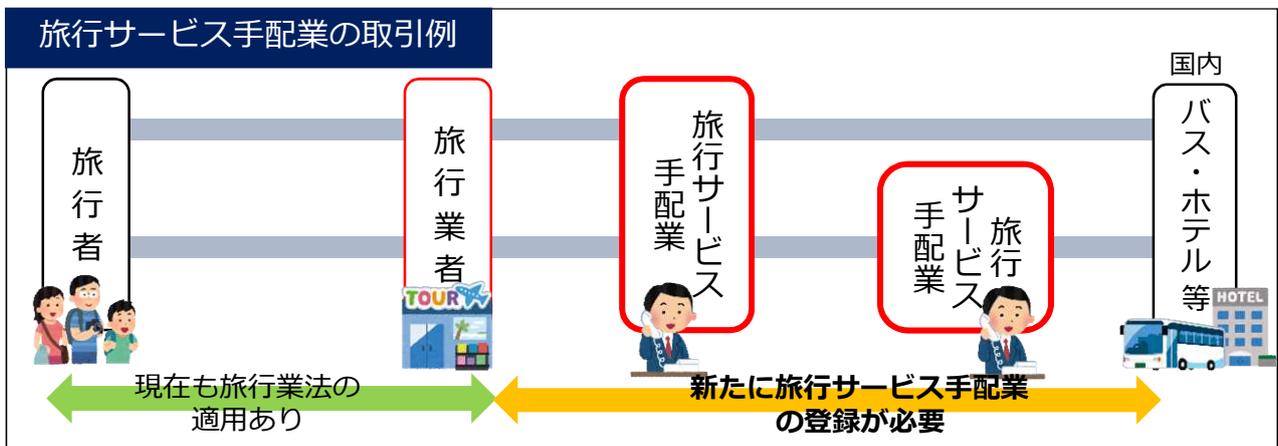
旅行サービス手配業（ランドオペレーター） の登録制度が始まります

旅行業法の改正により、平成30年1月4日以降に日本国内においてランドオペレーター業務（※）を行うには、都道府県知事の「旅行サービス手配業」の登録が必要になります。

※「ランドオペレーター業務」とは、報酬を得て、旅行者（外国の旅行者を含む）の依頼を受けて行う、以下のような行為です。

- ・ 運送（鉄道、バス等）又は宿泊（ホテル、旅館等）の手配
- ・ 全国通訳案内士及び地域通訳案内士以外の有償によるガイドの手配
- ・ 免税店における物品販売の手配

※既に旅行業登録のある方は、重複して旅行サービス手配業の登録を受ける必要はありません。



旅行サービス手配業者の義務

- ・ 営業所ごとに旅行サービス手配業務取扱管理者の選任
- ・ 契約締結時の書面の交付 など



旅行サービス手配業者の禁止行為

- ・ 不実告知、債務履行の遅延、他の法令に違反する行為のあっせん等
例) 道路運送法に基づく下限割れ運賃による運送の提供に関与すること
旅行者に土産品等物品の購入を強要すること



注意 無登録業者に対する罰則

- ・ 登録を受けずに旅行サービス手配業を営んだ者には、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその両方が科されます。



旅行サービス手配業の登録手続きについては、各都道府県庁へお問い合わせ下さい。